あくまで例示であり、事務所の実情に応じて、適宜設定してください。

**業　務　委託契約書（雛形）**

委託者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」と称する）と

受託者　（社会保険労務士事務所）（登録番号　　　　　　）（以下「乙」と称する）及び、

再受託者※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「丙」と称する）とは

※「丙」の記載は、再委託を行う場合、記載してください。ここでは、再委託をされるのはクラウドシステム提供事業者、廃棄業者等を想定しています。

　再委託しない場合は、再受託者「丙」の記載部分は削除してください。

下記のとおり契約する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約事項 | 委託業務の範囲 | (1)労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成、提出等。(2)労働・社会保険諸法令に基づく帳簿類の作成、管理、保管等。　詳細は別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」による。 |
| 期　　　間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 報酬額及び支払方法 | 本契約に基づく報酬額、報酬細目、支払時期及び方法は内訳書による。 |
| 特約事項 | 再委託先がある場合には、再委託先も本契約の当事者として契約し、受託者乙と再受託者丙は、ともに同等な受託者としての義務を果たすものとする。 |

1. 業務の範囲

**（委託業務の範囲）**

**第●条**甲と乙及び丙は委託業務の詳細を協議し、委託業務の範囲を別紙「受託業務の範囲及び報酬の内訳書」（以下「内訳書」という。）のとおり定めた範囲とする。

第２章　資料の取扱い、提供及び瑕疵責任

**（特定個人情報の利用目的）**

第●条　乙及び丙は、甲の委託に基づき、次の利用目的のため、甲から、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供を受け、個人番号関係事務を取扱い及び本件業務を遂行するものとする。

（利用目的　記載例１）

　　雇用保険、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、公共職業安定所、日本年金機構及び健康保険組合等に提出すること

（利用目的　記載例２）

①　雇用保険届出事務※

②　健康保険・厚生年金保険届出事務※

③　労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

④　賃金計算事務等

上記①～④に付随して行う事務（特定個人情報取扱事務を含む。）

※①②の事務には、適用、給付及び助成金を含む。

**（特定個人情報の利用制限）**

第●条　乙及び丙は、甲から提供を受けた特定個人情報を、委託を受けた範囲でのみ使用するものとし、本契約で定めた利用目的以外には利用せず、第三者に提供しないことを約する。

**（特定個人情報の安全管理措置等）**

**第●条** 乙及び丙は甲から提供を受けた特定個人情報については安全管理措置を講じたうえで適切に取り扱うものとする。

２　乙及び丙は、特定個人情報の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は適切な安全管理措置を講じる。

３　乙及び丙は、自身の従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。

４　乙及び丙は、自身の従業者に特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。

５　乙及び丙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん又は漏えい等の事故が発生した場合には、甲に直ちに通知するとともに、損害を最小限にとどめる措置をとるものとする。

６　乙及び丙は、前項の事故の後、甲と協議のうえ速やかに再発防止策を講ずるものとする。

７　第５項の事故により甲に損害が生じた場合は、甲は乙又は丙に対して当該損害の実損の範囲内で賠償を請求できるものとする。

８　乙及び丙は、本契約が終了した場合は、特定個人情報及び当該複製物を甲に返還する、又は完全に消去するもとのとする。

**（資料等の提供及び責任）**

**第●条**甲は、委託業務の遂行に必要な説明、書類、記録及びその他の資料(以下「資料等」という。)を、その責任と費用負担において乙及び丙に提供しなければならない。

２　資料等は、乙又は丙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙又は丙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。

３　甲の資料提供の不足及び誤りに基づく不利益は、甲において負担する。

４　乙及び丙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

５　乙及び丙は、甲から提供を受けた特定個人情報を所定の目的にのみ使用し、他に漏らし、又は窃用してはならない。

**（業務の瑕疵等）**

**第●条**業務処理の結果引渡しを受けた後、原則として１年間を瑕疵担保期間とし、甲の

責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙及び丙は誠意を以て解決に努める他、その瑕疵により甲が被った損害を賠償する。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙及び丙に故意又は重大な過失があった場合、乙及び丙は本条項の責任を免れない。

**（損害保険の付保）**

**第●条**乙、丙は業務遂行にあたり、期間中有効な自らが選択する賠償責任損害保険を付するものとする。

第３章　守秘義務

**（守秘義務）**

**第●条** 乙は、社会保険労務士法第21条（秘密を守る義務）、第27条の２（使用人等の秘密を守る義務）に基づき、業務上入手した甲及び甲の従業員に関する情報に関し、本契約終了後も第三者（家族、知人を含む。）に漏洩してはならない。

２　乙及び丙は、自身の従業者に対して、前項同様の義務を課し、遵守させなければならない。

**（個人情報及び特定個人情報の保護）**

**第●条** 乙又は丙が業務の遂行に際して甲及びその関係者の個人情報及び特定個人情報を取り扱う場合、乙及び丙は特定個人情報等を機密として保持し、第三者に開示・遺漏し、及び委託業務以外の目的で利用してはならない。また、乙及び丙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の安全管理措置を講ずる。

　(1)乙及び丙は甲及びその関係者の個人情報及び特定個人情報を入手するときは甲指定の担当者を通じて行うものとし、適正に入手する。

 (2)第○条（特定個人情報の利用目的）に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わない。

(3)乙及び丙は甲及びその関係者の個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、第三者に漏えいしないよう事務所内管理責任者を定め、管理の徹底に努める。

(4)乙及び丙が保有する個人情報及び特定個人情報について、甲の従業員本人から当該本人が識別される個人情報及び特定個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、甲に開示請求すべきことを回答し、甲から乙又は丙に開示を求めた場合は、甲に対し開示するものとする。

(5)個人情報保護法第25条及び番号法第11条に定めるとおり、甲は乙及び丙に対して必要かつ適切な監督を行う。

**（成果物の現状変更及び譲渡禁止）**

**第●条** 甲は、乙及び丙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物（最終成果物だけでなく中間で作成された一切のものを含む。）を変更し、及び第三者に譲渡してはならない。

**（成果物の権利の帰属）**

**第●条** 無体財産権（著作権法第21条及び第23条から第28条に定める権利。）の権利は乙ないし丙に帰属する。

**（反社会的勢力の排除）**

**第●条** 甲並びに乙及び丙は、自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を共有するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
5. 前各号の他、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲並びに乙及び丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

３　本契約に関連して、乙又は丙が第三者と再委託契約（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、当該関連契約の当事者又はその役員若しくは経営に実質的に関与する者が、暴力団員等又は第１項各号のいずれかに該当し、又は当該第三者が第２項各号のいずれかに該当する行為が判明した場合には、甲は、乙及び丙に対して関連契約を解除するなど必要な措置を求めることができる。

**（再々委託）**

**第●条** 丙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

２　丙は、前項に基づき、本契約に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、本契約上で自己が負う義務と同等の義務を再々委託先である第三者（以下「再々委託先」という。）に負わせるものとし、乙及び丙自身も再委託先の行為につき連帯して責任を負うものとする。

**（権利義務の譲渡禁止）**

**第●条** 甲並びに乙及び丙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に生じた権利義務を第三者に譲渡、承継又は担保に供することができない。

**（契約履行状況の監督）**

**第●条** 甲は、乙及び丙に対し、本契約の遵守状況につき随時報告を求めることができる。

２　本契約の履行を確保するため、甲は乙及び丙がとるべき措置を乙及び丙に対して指導又は指示することができる。

３　甲は、前二項の目的の達成のため、自身の従業員の立会いの下に乙及び丙の関係施設及び作業室等に立ち入ることができる。

第４章　契約期間

**（契約期間）**

**第●条** 表記、「契約事項」のとおりとする。

**（契約の更新・解約）**

**第●条** 契約終了日の３ヵ月前までに甲、乙又は丙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって､本契約は更新されるものとする｡甲、乙又は丙いずれかが契約内容の変更の申出をする場合には、原則として契約終了日の３ヶ月前に書面で行うものとする。

２　甲、乙及び丙は本契約の有効期間中において本契約を解約する場合は、原則として契約終了日の３ヶ月前に書面で行うものとする。

**(契約の解除)**

**第●条** 甲、乙及び丙は相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解約することができる。

(1)本契約に違反したとき

(2)正当な理由なく委託業務が行われないとき

(3)甲、又は乙若しくは丙の信用を傷付けたとき、又は不利益をもたらしたとき

(4)支払を停止し、公租公課を滞納し督促を受け、保全差押え等の滞納処分を受け、又は手形交換所及び金融機関から取引停止処分を受けたとき

(5)差し押さえ、競売又は強制執行等の公権力の処分を受けたとき

(6)破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てがなされ、又は清算、任意整理に入ったとき

(7)信頼関係に不安が生じたとき又は著しく信用を失墜する事実があったとき

(8)監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録取消の処分を受けたとき

(9)財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(10)事業を廃止し、又は合併によらず解散したとき

(11)甲又は乙若しくは丙、自身の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等又は第●条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当し、第●条（反社会的勢力の排除）第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第●条（反社会的勢力の排除）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(12) 甲又は乙若しくは丙が第●条（反社会的勢力の排除）第3項に定める措置を要求されたのにもかかわらず、必要な措置を行わなかったとき

２　甲及び乙若しくは丙は、前項に定める解除事由が相手方に生じた場合、相手方に対して有する一切の債務につき、直ちに弁済期が到来したものとみなすことができる

第５章　報酬額・業務委託料

**（業務委託料・報酬額）**

**第●条**表記、「契約事項」のとおりとし、内訳書に記載があるときはこれに従う。

ただし、本契約締結後、契約内容に変更が生じた場合、甲、乙は協議のうえ、業務委託料・報酬額を変更できる。

２　乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

**（途中解約の場合の報酬）**

**第●条**甲の都合により､契約期間の途中において解約する場合は､甲は既に経過した期間､又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を乙に支払わなければならない｡

　　なお、いかなる場合であっても乙が契約時に受領した着手料は返還しない。

２　乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

**（費用負担）**

**第●条**委託業務遂行に必要な費用は原則として乙の負担とする。ただし、委託業務の作

業に増加があった場合及び甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については甲

の負担とする。

２　乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

**（出張旅費及び日当）**

**第●条**業務に伴い宿泊を要する場合の費用等については、別紙内訳書に記載のとおりと

する。

**（支払方法）**

**第●条**  原則として、甲は当月分を当月末までに乙に直接支払うか、又は口座振込みと

する。

ただし、別途、内訳書に定めがある場合はこれに従う。

２　乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

第６章　その他

**（協議解決）**

**第●条** 本契約書に規定のない事項並びに契約内容変更及び解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによる他、その都度、甲乙丙協議して解決するものとする。

**（合意管轄）**

**第●条** 甲乙丙において、万一、前条にて解決せず、紛争が生じた場合は、本契約に関する訴訟の管轄裁判所を○○地方裁判所とする。

**（存続条項）**

**第●条** 本契約終了後も、第●条（資料等の提供及び責任）第４項及び第５項、第●条（守

秘義務）及び本条は有効に存続するものとする。

　本契約書は２通作成し､甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

所在地

（甲）　　事業所名

　　　　　　取締役社長　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地

（乙）　　事務所名

社会保険労務士　　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地

（丙）　　事業所名

　　　　　　取締役社長　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**委託業務の範囲及び報酬の内訳書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報　酬　細　目 | 金　　　額 | 摘　　　要 |
| 顧問報酬 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| (１) | 労働保険手続き |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 社会保険手続き |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 就業規則作成、届出 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 労使協定の作成、届出 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 年金裁定請求 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 助成金申請手続き |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| （２） | 賃金台帳作成 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 労働者名簿作成 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| （３） | 人事制度作成 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 賃金計算業務 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| ※特定個人情報の取扱いに関する業務 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 旅費 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 日当 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 宿泊費 |  | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
| 着手料 | 　　　　　　　％ | 消費税10％・うち消費税　　　　　円 |
|  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 消費税 |  | 消費税10％ |
| 源　　泉　　所　　得　　税 | － | 消費税抜き×10.21％(社会保険労務士法人は0) |
| 合計 |  |  |
| （支払方法）報酬の支払は、当月分当月末日までに振り込みとする。振込先名銀行　　　　　支店　口座種類　　　　№口座名義 |